

定性的な開示事項

1. 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社と、連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点等

当金庫においてはみとしんリース（株）を連結自己資本比率告示上の連結対象としております。

なお、グループ内における資金および自己資本の移動に係る制限等はありません。

2. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、資本剰余金および利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	① 発行主体：水戸信用金庫 ② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：6,866百万円
非累積的永久優先出資	① 発行主体：水戸信用金庫 ② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：9,500百万円

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の自己資本比率は、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

4. 信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化等により、当金庫が損失を被るリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要リスクであるとの認識に立ち、与信業務の基本的理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」および「信用リスク管理方針」、「信用リスク管理基準」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、「信用格付制度」に基づく自己査定を随時実施しており、また貸出金等について、信用VaRの計測を行っております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、信用リスク管理委員会を通じて統合リスク管理委員会と協議・検討を行い、必要に応じて、理事会において経営陣に報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「自己査定規程」、「貸倒償却および貸倒引当金等の計上に関する規程」および「償却および引当に関する基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒引当率を基に算定する方法と、個別債務者ごとに引当金を見積る方法を併用し、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング（S&P）

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当いたします。当金庫では融資の取り上げに際し、事業計画、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質等、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置はあくまでも補完的な位置づけと認識しております。したがって、担保または保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しておりますが、与信審査の結果によっては担保または保証が必要な場合もあり、その場合にはお客さまに対し十分な説明を行うとともにご理解いただいたうえでご契約いただく等、適切な取り扱いに努めております。

当金庫が取り扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等があり、また保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等があります。また、その手続きについては、当金庫が定める「事務取扱要領」および「不動産担保評価要領」等により、適切な事務取扱および適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替等に関して、お客さまが期限の利益を喪失された場合には、当該与信取引の範囲内で、預金相殺を用いる場合があります。その際、信用リスク削減方策の一つとして、当金庫が定める「事務取扱要領」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として自金庫預金積金、保証としてしんさん保証基金、住宅金融支援機構等が該当します。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

6. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手の

リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、お客さまの外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取り扱っております。具体的な派生商品取引は、通貨関連取引として為替先物予約取引、有価証券（債券、株式）関連取引として債券先物取引、株価指数先物取引があります。

派生商品取引には、市場価格等の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしております。

また、信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は特段行っておりません。その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保を追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しております。なお、派生商品取引の期末時点の取引残高はありません。以上により当該取引にかかる市場リスクおよび信用リスク双方

とも適切なリスク管理に努めております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫における証券化業務の役割としては投資業務のみであり、オリジネーター業務は行っておりません。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて統合リスク管理委員会、常務会等に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資については証券化商品を含めた有価証券にかかる運用方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「市場関連リスク管理基準」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・

アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとの

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング (S&P)

8. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理態勢や管理方法を定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測につきましては、当面基礎的手段を採用することとし、態勢を整備しております。

またこれらのリスクに関しましては、統合リスク管理委員会等、各種委員会におきまして協議・検討するとともに、必要に応じて、理事会等において経営陣に報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する

手法の名称

当金庫は基礎的手段を採用しております。

9. 銀行勘定における出資その他これに類する

エクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認

識については、時価評価および最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握しております。また、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況をリスク管理担当部署へ報告するとともに、ストレステスト等複合的なリスクの分析を行い、定期的に常務会および統合リスク管理委員会へ報告しております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「余裕資金運用基準」および「市場関連リスク管理基準」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを行うとともに、その状況については適宜経営陣に報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

10. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しております。当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜対応を図る態勢としております。

具体的には、当金庫が保有する有価証券・預け金・買入金銭債権および預貸金(貸出金・定期性預金・流動性預金)に対する金利リスクについて、経営に与える影響の重大性を認識し適切なコントロールを図ることを基本方針として、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク (Δ EVE) や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益の影響度 (Δ NII) を月次で測定し、市場関連リスク管理委員会と協議しております。さらに統合リスク管理委員会において報告・検討するとともに、必要に応じて経営陣に報告するなど、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

定量的開示の対象となる Δ EVE 及び Δ NII は以下の前提に基づいて算定しております。

普通預金・当座預金・貯蓄預金・納税準備預金を流動性預金と定義し、預金の過去データから預金残高の滞留・流出過程をモデル化したものにより、流動性預金において高確率で滞留する金額を計測しております。また、市場金利に対する追随率を計測し、預金の金利改定割合についても考慮しております。

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は5.921年、最長の金利改定満期は10年となっております。

固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、実績データをもとに標準的手法で算出しております。

複数の通貨の集計方法については、全通貨を対象として通貨別に算出した金利リスクの正値のみを合算しております。なお、通貨間の相関は考慮しておりません。

算定の前提となる割引金利及びキャッシュフローについてスプレッドは考慮しておりません。

コア預金や固定金利貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合は、 Δ EVE 及び Δ NII に重大な影響を及ぼす可能性があります。

〔 1 〕 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和 4年度	令和 5年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	38,600	40,210
うち、出資金及び資本剰余金の額	16,384	16,366
うち、利益剰余金の額	22,371	23,998
うち、外部流出予定額(△)	154	154
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,104	1,015
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,104	1,015
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45 パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	39,705	41,225
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,290	1,406
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,290	1,406
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	213	415
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	210	299
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る 10 パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る 15 パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	1,715	2,122
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))/(ハ)	37,990	39,103
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	418,926	419,183
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額	24,604	23,244
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(二)	443,531	442,427
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(二))	8.56%	8.83%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成 18 年金融庁告示第 21 号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

〔2〕自己資本の充実度に関する事項

(単位: 百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	418,926	16,757	419,183	16,767
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	368,068	14,722	373,388	14,935
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	76	3	66	2
我が国の政府関係機関向け	9,225	369	6,697	267
地方三公社向け	51	2	53	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	77,322	3,092	80,322	3,212
法人等向け	113,563	4,542	115,310	4,612
中小企業等向け及び個人向け	97,750	3,910	100,972	4,038
抵当権付住宅ローン	5,150	206	4,772	190
不動産取得等事業向け	26,859	1,074	26,328	1,053
三月以上延滞等	4,220	168	1,442	57
取立未済手形	28	1	59	2
信用保証協会等による保証付	3,195	127	4,613	184
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	423	16	381	15
出資等のエクスポージャー	423	16	381	15
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	30,200	1,208	32,367	1,294
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	9,169	366	11,502	460
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	3,020	120	2,703	108
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	62	2	60	2
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC 要件適用分	—	—	—	—
非 STC 要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	50,858	2,034	45,794	1,831
ルック・スルー方式	50,858	2,034	45,794	1,831
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVA リスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
□. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	24,604	984	23,244	929
八. 単体総所要自己資本額(イ+□)	443,531	17,741	442,427	17,697

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
オペレーショナル・リスク相当額=(粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%)÷直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数
5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

〔 3 〕 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<地域別・業種別・残存期間別> (単位: 百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスク エクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ 取引		三月以上延滞 エクスポージャー	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
	国内	1,151,423	1,170,488	459,874	476,777	268,867	251,889	—	—	5,260
国外	35,100	31,700	—	—	35,100	31,700	—	—	—	—
地域別合計	1,186,524	1,202,188	459,874	476,777	303,968	283,589	—	—	5,260	2,326
製造業	25,984	25,300	19,079	18,415	6,702	6,702	—	—	777	289
農業、林業	5,056	5,041	5,056	5,041	—	—	—	—	84	70
漁業	168	156	168	156	—	—	—	—	3	2
鉱業、採石業、 砂利採取業	305	247	305	247	—	—	—	—	—	—
建設業	55,524	55,364	53,660	53,492	500	500	—	—	824	540
電気・ガス・熱 供給・水道業	5,372	4,745	4,672	4,045	700	700	—	—	—	—
情報通信業	1,957	1,495	925	763	1,000	700	—	—	—	0
運輸業、郵便業	15,289	15,084	13,879	13,634	1,199	1,199	—	—	87	33
卸売業、小売業	39,740	39,640	38,307	37,642	1,000	1,300	—	—	290	306
金融業、保険業	407,738	427,161	12,950	11,878	33,300	31,300	—	—	—	—
不動産業	56,832	56,756	52,704	54,210	500	500	—	—	234	42
物品賃貸業	7,577	8,913	6,605	6,450	900	2,400	—	—	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業	5,187	4,944	5,136	4,943	—	—	—	—	93	20
宿泊業	17,293	17,143	17,293	17,143	—	—	—	—	440	417
飲食業	9,957	10,458	9,957	10,458	—	—	—	—	100	89
生活関連サービス業、 娯楽業	12,163	11,707	11,271	10,845	800	800	—	—	288	172
教育、学習支援業	3,513	3,447	3,513	3,447	—	—	—	—	—	13
医療、福祉	30,870	30,190	30,620	29,890	—	—	—	—	1,728	45
その他のサービス	22,248	20,995	16,244	16,573	5,302	3,702	—	—	98	106
国・地方公共団体等	326,867	323,246	49,440	65,592	252,062	233,784	—	—	—	—
個人	108,081	111,907	108,043	111,880	—	—	—	—	187	175
その他	28,793	28,243	35	24	—	—	—	—	19	1
業種別合計	1,186,524	1,202,188	459,874	476,777	303,968	283,589	—	—	5,260	2,326
1年以下	469,057	428,074	307,577	315,443	6,407	14,419	—	—	—	—
1年超3年以下	239,732	252,458	50,582	55,963	34,912	23,243	—	—	—	—
3年超5年以下	64,391	109,300	41,535	35,483	9,335	9,759	—	—	—	—
5年超7年以下	39,031	45,298	24,193	25,186	8,527	14,201	—	—	—	—
7年超10年以下	61,785	58,029	19,062	21,019	41,412	31,010	—	—	—	—
10年超	248,673	246,746	13,401	20,691	203,372	190,955	—	—	—	—
期間の定め のないもの	63,852	62,281	3,521	2,991	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	1,186,524	1,202,188	459,874	476,777	303,968	283,589	—	—	—	—

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託、その他の証券、その他資産、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれております。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

□. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和4年度	1,055	1,072	—	1,055	1,072
	令和5年度	1,072	965	—	1,072	965
個別貸倒引当金	令和4年度	13,408	12,872	964	12,443	12,872
	令和5年度	12,872	12,306	1,082	11,790	12,306
合計	令和4年度	14,464	13,945	964	13,499	13,945
	令和5年度	13,945	13,272	1,082	12,863	13,272

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中の増減額		期末残高		令和4年度	令和5年度
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度		
製造業	560	835	274	△670	835	164	11	—
農業、林業	16	73	57	0	73	73	—	397
漁業	2	1	△0	△0	1	1	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1,456	1,551	95	△23	1,551	1,528	—	1
電気・ガス・熱供給・ 水道業	—	8	8	△8	8	—	28	—
情報通信業	2	1	△1	2	1	3	—	—
運輸業、郵便業	26	21	△4	6	21	28	—	—
卸売業、小売業	862	1,134	271	66	1,134	1,200	42	14
金融業、保険業	1	1	0	△0	1	1	—	—
不動産業	1,926	1,645	△280	191	1,645	1,837	16	—
物品賃貸業	1,613	1,457	△155	△27	1,457	1,429	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業	91	106	15	△81	106	25	—	—
宿泊業	4,823	4,792	△30	12	4,792	4,805	—	—
飲食業	125	99	△25	△15	99	84	2	—
生活関連サービス業、 娯楽業	1,442	640	△801	△4	640	636	—	—
教育、学習支援業	5	1	△3	5	1	7	—	—
医療、福祉	212	222	9	2	222	225	—	—
その他のサービス 国・地方公共団体等	31	26	△5	△0	26	26	1	—
個人	109	103	△5	△23	103	80	—	0
合計	13,308	12,728	△580	△565	12,728	12,162	103	412

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位: 百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	303,425	—	305,385
10%	4,500	121,053	3,500	110,681
20%	35,923	358,346	35,419	380,084
35%	—	14,790	—	13,735
50%	79,917	12,198	88,751	9,921
75%	—	83,048	—	81,602
100%	2,600	164,856	1,700	166,572
150%	—	2,507	—	715
250%	—	3,356	—	4,118
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	122,941	1,063,583	129,371	1,072,817

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

〔4〕信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位: 百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	2,276	2,269	73,922	82,328	—	—	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

〔5〕派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません

〔6〕証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません

ロ. 投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません

〔7〕出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位: 百万円)

区分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	571	571	638	638
非上場株式等	235	235	205	205
合計	806	806	843	843

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
売却益	210	1,774
売却損	68	52
償却	7	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
評価損益	236	297

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません

〔8〕リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	76,556	66,918
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

〔9〕金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	19,281	17,398	698	340
2	下方パラレルシフト	—	—	—	49
3	スティープ化	15,813	14,970		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	19,281	17,398	698	340
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	39,103		37,990	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

〔1〕自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	38,735	40,375
うち、出資金及び資本剰余金の額	16,383	16,366
うち、利益剰余金の額	22,544	24,201
うち、外部流出予定額(△)	155	155
うち、上記以外に該当するものの額	△ 37	△ 37
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,104	1,015
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,104	1,015
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	39,840	41,390
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	1,294	1,412
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	1,294	1,412
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	213	415
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	210	299
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	1,718	2,127
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	38,121	39,263
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	418,577	419,014
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	24,508	23,154
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	443,086	442,168
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.60%	8.87%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

〔 2 〕 その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率
規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません

〔 3 〕 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	418,577	16,743	419,014	16,760
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	367,719	14,708	373,219	14,928
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	76	3	66	2
我が国の政府関係機関向け	9,225	369	6,697	267
地方三公社向け	51	2	53	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	77,322	3,092	80,322	3,212
法人等向け	110,686	4,427	112,437	4,497
中小企業等向け及び個人向け	97,750	3,910	100,972	4,038
抵当権付住宅ローン	5,150	206	4,772	190
不動産取得等事業向け	26,859	1,074	26,328	1,053
三月以上延滞等	4,220	168	1,442	57
取立未済手形	28	1	59	2
信用保証協会等による保証付	3,195	127	4,613	184
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	374	14	332	13
出資等のエクスポージャー	374	14	332	13
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	32,777	1,311	35,120	1,404
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	9,149	365	11,478	459
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	3,024	120	2,708	108
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	62	2	60	2
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC 要件適用分	—	—	—	—
非 STC 要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	50,858	2,034	45,794	1,831
ルック・スルー方式	50,858	2,034	45,794	1,831
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVA リスク相当額を 8% で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8% で除して得た額	24,508	980	23,154	926
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	443,086	17,723	442,168	17,686

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット× 4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが 150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

オペレーショナル・リスク相当額=(粗利益(直近 3 年間のうち正の値の合計額)× 15%)÷直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額× 4%

〔 4 〕 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<地域別・業種別・残存期間別> (単位: 百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスク エクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ 取引		三月以上延滞 エクスポージャー	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
	国内	1,152,013	1,171,245	457,918	474,809	268,867	251,889	-	-	5,260
国外	35,100	31,700	-	-	35,100	31,700	-	-	-	-
地域別合計	1,187,113	1,202,945	457,918	474,809	303,968	283,589	-	-	5,260	2,326
製造業	25,984	25,300	19,079	18,415	6,702	6,702	-	-	777	289
農業、林業	5,056	5,041	5,056	5,041	-	-	-	-	84	70
漁業	168	156	168	156	-	-	-	-	3	2
鉱業、採石業、 砂利採取業	305	247	305	247	-	-	-	-	-	-
建設業	55,524	55,364	53,660	53,492	500	500	-	-	824	540
電気・ガス・熱 供給・水道業	5,372	4,745	4,672	4,045	700	700	-	-	-	-
情報通信業	1,957	1,495	925	763	1,000	700	-	-	-	0
運輸業、郵便業	15,289	15,084	13,879	13,634	1,199	1,199	-	-	87	33
卸売業、小売業	39,740	39,640	38,307	37,642	1,000	1,300	-	-	290	306
金融業、保険業	407,738	427,161	12,950	11,878	33,300	31,300	-	-	-	-
不動産業	57,884	57,784	53,756	55,239	500	500	-	-	234	42
物品賃貸業	4,569	5,916	3,597	3,454	900	2,400	-	-	-	-
学術研究、専門・ 技術サービス業	5,187	4,944	5,136	4,943	-	-	-	-	93	20
宿泊業	17,293	17,143	17,293	17,143	-	-	-	-	440	417
飲食業	9,957	10,458	9,957	10,458	-	-	-	-	100	89
生活関連サービス業、 娯楽業	12,163	11,707	11,271	10,845	800	800	-	-	288	172
教育、学習支援業	3,513	3,447	3,513	3,447	-	-	-	-	-	13
医療、福祉	30,870	30,190	30,620	29,890	-	-	-	-	1,728	45
その他のサービス	22,248	20,995	16,244	16,573	5,302	3,702	-	-	98	106
国・地方公共団体等	326,867	323,246	49,440	65,592	252,062	233,784	-	-	-	-
個人	108,081	111,907	108,043	111,880	-	-	-	-	187	175
その他	31,339	30,968	35	24	-	-	-	-	19	1
業種別合計	1,187,113	1,202,945	457,918	474,809	303,968	283,589	-	-	5,260	2,326
1年以下	469,231	428,339	307,751	315,708	6,407	14,419	-	-	-	-
1年超3年以下	239,359	252,089	50,209	55,594	34,912	23,243	-	-	-	-
3年超5年以下	63,739	108,302	40,883	34,485	9,335	9,759	-	-	-	-
5年超7年以下	38,526	44,980	23,687	24,868	8,527	14,201	-	-	-	-
7年超10年以下	61,785	58,029	19,062	21,019	41,412	31,010	-	-	-	-
10年超	248,074	246,196	12,802	20,141	203,372	190,955	-	-	-	-
期間の定め のないもの	66,397	65,006	3,521	2,991	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	1,187,113	1,202,945	457,918	474,809	303,968	283,589	-	-	-	-

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託、その他の証券、その他資産、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれております。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和4年度	1,055	1,072	—	1,055	1,072
	令和5年度	1,072	965	—	1,072	965
個別貸倒引当金	令和4年度	14,345	13,793	964	13,380	13,793
	令和5年度	13,793	13,211	1,082	12,711	13,211
合計	令和4年度	15,401	14,866	964	14,436	14,866
	令和5年度	14,866	14,176	1,082	13,784	14,176

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中の増減額		期末残高		貸出金償却	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製造業	566	841	275	△ 674	841	167	11	—
農業、林業	16	73	57	0	73	73	—	397
漁業	2	1	△ 0	△ 0	1	1	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1,459	1,552	92	△ 22	1,552	1,529	—	1
電気・ガス・熱供給・ 水道業	—	8	8	△ 8	8	—	28	—
情報通信業	2	1	△ 1	2	1	3	—	—
運輸業、郵便業	27	22	△ 4	7	22	29	—	—
卸売業、小売業	865	1,137	271	66	1,137	1,204	42	14
金融業、保険業	1	1	0	△ 0	1	1	—	—
不動産業	2,682	2,399	△ 282	190	2,399	2,590	16	—
物品賃貸業	1,614	1,458	△ 155	△ 28	1,458	1,430	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業	91	106	15	△ 81	106	25	—	—
宿泊業	4,823	4,792	△ 30	12	4,792	4,805	—	—
飲食業	129	103	△ 25	△ 18	103	84	2	—
生活関連サービス業 、娯楽業	1,596	784	△ 812	△ 11	784	773	—	—
教育、学習支援業	5	1	△ 3	5	1	7	—	—
医療、福祉	214	225	10	1	225	226	—	—
その他のサービス	32	27	△ 5	0	27	27	1	—
国・地方公共団体等	0	0	0	△ 0	0	—	—	—
個人	112	107	△ 5	△ 23	107	83	—	0
合計	14,245	13,648	△ 596	△ 581	13,648	13,066	103	412

(注) 1. 当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位: 百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	303,425	—	305,385
10%	4,500	121,053	3,500	110,681
20%	35,923	358,346	35,419	380,084
35%	—	14,790	—	13,735
50%	79,917	12,198	88,751	9,921
75%	—	83,048	—	81,602
100%	2,600	165,443	1,700	167,326
150%	—	2,507	—	715
250%	—	3,357	—	4,120
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	122,941	1,064,172	129,371	1,073,573

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

〔5〕信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位: 百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	2,276	2,269	73,922	82,328	—	—	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

〔6〕派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません

〔7〕証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 連結グループがオリジネーターの場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません

ロ. 連結グループが投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません

〔8〕出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位: 百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	571	571	638	638
非上場株式等	186	186	156	156
合計	757	757	794	794

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
売却益	210	1,774
売却損	68	52
償却	7	—

ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
評価損益	236	297

二. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません

〔9〕リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	76,556	66,918
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

〔10〕金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1: 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	19,127	16,558	689	860
2	下方パラレルシフト	—	—	—	47
3	スティープ化	15,717	14,875		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	19,127	16,558	689	860
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	39,263		38,121	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

《信用金庫法に基づく記載事項一覧》

このディスクロージャー誌は、信用金庫法第 89 条(銀行法第 21 条準用)等に基づき作成しております。その記載事項は下記のページに掲載しております。

単体ベースのディスクロージャー項目(信用金庫法施行規則第 132 条等における規定)

	本編		資料編	
	本編	資料編	本編	資料編
1 金庫の概況及び組織に関する事項				
(1) 事業の組織	27P		①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	12P
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	27P		②危険債権	12P
(3) 会計監査人の氏名または名称		3P	③三月以上延滞債権(貸出金のみ)	12P
(4) 事務所の名称及び所在地	30~32P		④貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	12P
2 金庫の主要な事業の内容		1P	⑤正常債権	12P
3 金庫の主要な事業に関する事項			(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	18~31P
(1) 直近の事業年度における事業概況	15~16P		(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標			①有価証券	14P
①経常収益		6P	②金銭の信託	15P
②経常利益又は経常損失		6P	③第102条第1項第5号に掲げる取引	15P
③当期純利益又は当期純損失		6P	(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	11P
④出資総額及び出資総口数		6P	(6) 貸出金償却の額	11P
⑤純資産額		6P	(7) 会計監査法人の監査を受けている旨	3P
⑥総資産額		6P	6 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	8P
⑦預金積金残高		6P		
⑧貸出金残高		6P		
⑨有価証券残高		6P		
⑩単体自己資本比率		6P		
⑪出資に対する配当金		6P		
⑫職員数		6P		
(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標				
①主要な業務の状況を示す指標				
ア. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(除く投資信託解約損益)		6P		
イ. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支		6P		
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回及び資金利ざや		7P		
エ. 受取利息及び支払利息の増減		8P		
オ. 総資産経常利益率		7P		
カ. 総資産当期純利益率		7P		
②預金に関する指標				
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高		9P		
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高		9P		
③貸出金等に関する指標				
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高		10P		
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高		10P		
ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額		11・15P		
エ. 使途別の貸出金残高		11P		
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合		10P		
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値		7P		
④有価証券に関する指標				
ア. 商品有価証券の種類別の平均残高		13P		
イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高		13P		
ウ. 有価証券の種類別の平均残高		13P		
エ. 預証率の期末値及び期中平均値		7P		
4 金庫の事業の運営に関する事項				
(1) リスク管理の体制		17P		
(2) 法令遵守の体制		19P		
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況		7~12P		
(4) 金融ADR制度への対応		20P		
5 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項				
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書		2~5P		
(2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①~④までに掲げるものの合計額				

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律で定められた開示項目(金融再生法第7条)

1 資産査定公表

本編

資料編

12P

MITO SHINKIN BANK | REPORT 2024



このまちの夢がきこえる

水戸信用金庫



ディスクロージャー誌は
当金庫HPからも
ご覧いただけます。